

令和7年第2回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和7年2月25日（火）15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員

4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員

6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員

8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員

10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員

伊藤 修 委員 堀之内 済 委員

村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員

欠席委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
書記 山浦 勝義
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	議案第 2 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	議案第 3 号	特定農地貸付法第 3 条第 1 項の規定による承認申請について
	議案第 4 号	日進市地域計画案について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	その他	生産緑地のあつせん願いについて 現況証明願について 特定農地貸付廃止届について

開会	(15:00) 事務局長	定刻になりましたので、只今より令和7年第2回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。 ▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は、11番、2番の両名ですのでお願いいたします。 本日の会議に傍聴の申し出はございますか。 本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。 それでは議案に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 番号1番の申請者による農地の取得について説明します。 場所につきましては2ページの地図をご覧ください。 申請地は、中部電力パワーグリッド日進変電所から西に約200mの位置に所在する8筆で、赤池町北山15-5は登記地目は雑種地、現況地目は畑で、その他の7筆は登記地目、現況地目ともに畑で、合計面積は1703.91㎡です。 申請者は名古屋市千種区にお住まいで、年齢は29歳です。 申請者の営農状況ですが、年間150日程度農作業に従事しており、申請者は大学卒業後、譲渡人である法人が開設している菜園で耕作を学ぼうと本格的な耕作に興味を持ち、平成31年より譲渡人である法人の取締役役に就任し、譲渡人から対象地にて作業委託を受け、現在まで耕作をしています。 そこで、本格的な営農を始めたいと考え、今回の申請をしたものです。 農業用機械は、耕うん機1台、畝立て機1台、軽トラック1台を所有しています。 申請地では野菜の栽培を予定しております。 農地所有者は申請者が対象地にて耕作を委託して5年が経過し、本格的に営農をしたい旨の申し入れがあり、今回の
	議長	
	事務局 議長	
	事務局	

		申請に至ったものです。 農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	議長	
	委員	経歴を教えてください。
	事務局	大学卒業後、郊外田園クラブにて取締役就任し、現在まで申請地にて耕作をしております。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。
	議長	続きまして、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
		それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。 1番の案件について3ページをご覧ください。 場所につきましては、5ページの地図をご覧ください。 対象地は、香久山小学校から北に約300メートルの位置に所在する6筆です。 この生産緑地は、申請者の母が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和6年9月に死亡し、相続の手続き中です。 以前は、申請者の母が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。 議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

	議長	議案第 2 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	委員	申請者の年齢と対象地の現況を教えてください。
	事務局	年齢は 6 4 歳で、対象地では果樹を植えています。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 2 号については、原案のとおり可決とします。
	議長	続きまして、議案第 3 号「特定農地貸付法第 3 条第 1 項の規定による承認申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第 3 号「特定農地貸付法第 3 条第 1 項の規定による承認申請について」の説明をいたします。議案書の 5 ページをご覧ください。 1 番の開設者は、「楽しい場所づくり株式会社」で、代表を務めていた方です。対象地は同法人が令和 5 年 6 月から特定農地貸付法に基づき市民農園を運営していましたが、今回、法人が廃業するにあたり、個人での申請にいたったものです。 場所につきましては、6 ページの位置図をご覧ください。はくさん幼稚園から東に 5 0 0 m の位置に所在する 2 筆の農地で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は合計で 2, 8 8 5 m²です。 農園名を「楽楽のうえん」と名づけ、1 区画 2 0 m²で全 4 2 区画を設ける計画です。 次に別冊の説明についてですが、これは各農園の ・「市民農園計画書①」(開設者が農園開設にあたって市に提示した運営計画) ・「貸付協定②」(市と開設者間の協定。市又は農協以外の者が開設する場合必要) ・「特定農地貸付規程③」(開設者が利用者に対して、農園の利用条件などを示したもの) ・「区画配置図④」(各園の区画の配置を示したもの)

		についての説明です。 まず別冊①の市民農園計画書をご覧ください。 これは開設者が市民農園の開設にあたり、農園の概要や開設目的、開設に向けたスケジュールや費用などの概要をまとめた計画書です。 次に別冊②の貸付協定をご覧ください。 これは法に基づき、管理運営に関することや利用において周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項を定めており、開設者が農園の管理を適正に行うことを約束する協定です。令和7年2月12日に日進市と開設者との間で締結しています。 次に別冊③の特定農地貸付規程をご覧ください。 1ページの第4の（貸付利用条件）ですが、貸付期間は半年とし、最長5年継続できます。賃料は1区画あたり月3,000円を予定しています。 第4の2の（1）から（10）に農地における行為制限を規定しています。農地内でのゴミ放置や転貸禁止などの他、野焼きなど周辺に影響を及ぼす行為が該当します。 第9の貸付契約の解約等で、ルールを守らない場合や耕作しない場合の解約事項が規定されています。 別冊④については、42区画を設けるとともに、共有管理となる摘み取り農園の設置を予定しています。水は、愛知用水の通水期のみパイプラインが利用できますが、それ以外の時期は簡易の貯水タンクに貯溜した雨水を利用します。 現在のところ、既存施設をそのまま利用する形態となるため、周辺農地へ及ぼす影響も支障ないと思われますので、市民農園開設に問題はないと思われます。 議案第3号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 前は法人として承認されていて、今回は個人としての申請ということか。 今回は個人としての申請になります。 法人を廃止した理由は何か。 法人を継続できないためです。 駐車場の利用についてはどうするのか。
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	

	事務局	提出された計画上は駐車場について問題ないとしています。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 3 号「特定農地貸付法第 3 条第 1 項の規定による承認申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (多数挙手) 賛成多数ということで、議案第 3 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 4 号「日進市地域計画案について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 それでは「第 4 号日進市地域計画案について」ご説明します。 まず、議案書にもありますように、地域計画については、計画を策定する際にはあらかじめ農業委員会他関係者の意見を聴くこととされています。 事前に資料をお送りさせていただいておりますので、その前提で内容につきましては、簡単に説明させていただきます。 今年度開催した座談会につきましては、各委員にご協力いただきありがとうございました。それらの結果を基に年末に計画の素案を作成し、1～2 月にかけて市民参加手続きとしてパブリックコメントを実施し、今回の(案)を作成しております。 この後、本総会及び他の関係者の意見を基に最終案を作成し、3 月末に公告する予定をしております。 それでは計画についてご説明します。 市内の農振農用地を 5 つの地区に振り分けて作成しています。小字で区切るのではなく、概ね大きなまとまりをベースに「北部」「南部」「東部」「西部」「中部」と区分けしています。 面積については、台帳上の面積となっています。作成した目標地図については、本来は目標となる地図を作成するところですが、現況をもとに作成しており、今後はこれをベースに担い手に集約していくような計画を作っています。担
	議長	
	議長	
	事務局	

		い手となる農業者とは認定農業者、座談会で名前の挙がった地域の担い手の方のことで、その方たちを中心に色分けしています。認定農業者の中には、農振農用地を所有していない方もいらっしゃるため、一部別図を設けています。 区域の状況のうち共通する事項として土地改良事業により水田換地されているため稲作が中心であることです。 いずれの地区も尾東農産が主な担い手として耕作していること、高齢化により後継者が不足していること、小規模経営や自作では業としての農業がなりたたないこと、地域の農機具店がなくなり、機械の修理が容易でなくなったことなどがあります。 特筆すべき状況としては、エリアによっては獣害被害やジャンボタニシの食害、パイプラインの整備状況、野焼きの実施などがございます。 目標地図については、あくまでも現状を反映させたものとなっていますので、これを基に、担い手への集約を進めていきたいと考えています。 今後の地域計画に関するスケジュールですが、今後は、農振除外の申し出があった農地が色塗りされている場合は、農振除外と合わせて地域計画の変更が必要になりますので、除外案件と合わせて計画変更の意見聴取を同様に行わせていただきます。 また、利用権の変更に関しては、総会に諮ることが必須ではないと示されているため専決事項として年度末に一括で専決とさせていただきます。 また、地域計画の目標達成を大きく阻害する案件つまりは大規模な除外の申し出の見込みが出た際には、協議の場を開催し、地域の意見を聴く場を設ける考えでありますので、その際にはまた委員の皆様にもご出席いただく形を取る考えであります。 以上が「第4号日進市地域計画案について」の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 表記を統一してほしい。 農業用施設には全項目チェックを入れても良いのではな
	議長	
	委員	

		いか。 法人が作付けしていないところでも保全管理は全地域では行っているので、全項目チェック入れてよいのでは。 農業支援サービス一覧の欄の法人名の表記の統一をしてほしい。 中部地区と南部地区で重複している地域があるが。 地域については一部重複しているところがあります。 表記の件につきましては別途修正します。項目についても検討します。
	事務局	
	委員	別紙記載の農用地面積と令和５年度に配布された資料の耕地面積が異なるが。
	事務局	確認しておきます。
	委員	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の集積率と第六次総合計画の目標の集積率と数字が異なるが整合性が図られているのか。
	事務局	総合計画は農振農用地以外の面積を含んでいるため数字は異なります。また、集積率については総合計画の目標を踏まえて設定しています。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第４号「日進市地域計画案について」賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手）
	議長	全員賛成ということで、議案第４号については、原案のとおり可決とします。
	事務局	続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 （事務局より報告。専決について一括で報告。） ・農地法第３条の３第１項の規定による届出 ３件 ・農地法第４条第１項第７号の規定による届出 ３件 ・農地法第５条第１項第６号の規定による届出 ３件 ・農地法第１８条第６項の規定による通知 ４件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。

	事務局	(事務局より報告。)
	議長 委員	・生産緑地のあっせんについて ・現況証明願について ・特定農地貸付廃止届について ・先月の5条許可案件について
	事務局 議長	その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。 現況証明願いについて、資源回収施設として面積が広すぎないか。 建物の一体敷地として問題はないと思われます。 他にご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。
	事務局	(事務連絡)
	議長	・来月の農業委員会 3月26日(水)本庁舎4階第1会議室 ・令和7年度 農業委員会開催スケジュール ・活動記録簿について それでは、これをもちまして、令和7年第2回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
	(15:50)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 1 1 番委員 _____

議事録署名者 2 番委員 _____